

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとする。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めること。



年管企発1215第2号
年管管発1215第1号
平成22年12月15日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年3月29日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第3号被保険者期間としての年金記録を実際には第1号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成23年1月1日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第3号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるので、所要の準備を進められたい。併せて、第1号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとする。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めること。

平成二十三年二月十七日提出
質問第七三三号

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

提出者 阿部知子

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

現行の年金制度では、第二号被保険者が失業などで第一号被保険者になる場合などには、その配偶者（第三号被保険者）は、第一号被保険者に切り替えることが義務づけられている。ところが、この切り替えをせず、第三号被保険者のままになっているケースがある。この「第三号被保険者の不整合記録問題」に対して厚生労働省は、平成二三年一月一日から一律に第一号被保険者の未納部分を二年間さかのぼって納めれば、それ以前については未納のまま第三号被保険者であったとする「運用三号」と称する措置を実施している。同措置は「公平性」を欠き、年金制度に対する不信感を助長しかねない。

右を踏まえ、以下質問する。

一 過去にさかのぼって一律に救済する「運用三号」は、届け出主義を基調とする現行法に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。現行法に抵触しないというのであれば、「運用三号」の法的根拠を明らかにされたい。

二 「運用三号」を実施するのであれば、法改正を経て実施すべきであったと考えるが、「運用三号」を実施するにあたって法改正の必要性を認識していたが「通知」で済ませたのか、あるいはそもそも法改正の

必要性を認識していなかったのか、いずれかであるか、明らかにされたい。

三 厚生労働省の説明によれば、第一号被保険者に移行の届け出を行わず未納のままの対象者を救済する根拠として、制度が創設された昭和六一年から平成一〇年三月までは「行政の取り組みがほとんど行われなかった期間」、平成一〇年四月から平成一七年までは「行政の対応が不十分な期間」としている。

(1) この「ほとんど行われなかった」あるいは「不十分」であることが、救済の理由であるとすれば、これは「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」ということになると思うが、「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めるとすれば、その期間はいつからいつまでなのか。

(2) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないというのであれば、その理由を明らかにされたい。

(3) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないのであれば、認めずに特定の対象者を一律救済することは可能なのか明らかにされたい。

四 「運用三号」で救済される人(例妻)の配偶者(例夫)が、未納を続けていた場合でも「運用三号」による救済はあるのか。その場合、失業などで第一号被保険者になった人(例夫)の未納を救済することは

せずに、第三号被保険者から第一号被保険者に移行する人だけを救済することは不公平にならないか。

五 「運用三号」は平成二三年一月一日から適用されたが、それ以前に自ら申し出た人は適用されず、未納のままとなる。これは不公平になると思うが、政府の見解を明らかにされたい。

六 今後、同様のケースであえて第一号の保険料を納めないという人が出てくる可能性がある。もしそうなればモラルハザードになりかねないが、政府の見解を明らかにされたい。

七 年金記録回復については、これまでは個々人のケースで救済することはあつたが、今回は対象者すべてである。対象者を一律的に適用するというのは政府の年金記録に関する方針転換と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 類似の事案あるいは他に同じような例があれば、同様な措置をとるのか、明らかにされたい。
右質問する。

平成二十三年二月二十五日受領
答 弁 第 七 三 号

内閣衆質一七七第七三号

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員阿部知子君提出第三号被保険者の不整合記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出第三号被保険者の不整合記録に関する質問に対する答弁書

一及び三について

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）上、第三号被保険者は、その配偶者が第二号被保険者の資格を喪失したことにより、同法第七条第一項第一号に該当するに至った場合には、当該該当するに至った日から第一号被保険者となるものである。この場合、当該被保険者は、同法第十二条第五項の規定に基づき、第三号被保険者から第一号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととされているが、当該届出が行われない場合に、職権で種別変更を行う義務が行政に課せられているわけではなく、また、同法上、当該届出についての周知義務が行政に課せられているわけでもないことから、当該届出が行われない場合の実際の被保険者種別と年金記録との不整合について法律に違反するような行政の瑕疵かしや不作為があつたとは考えていない。

しかしながら、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者に対する種別変更の届出の勧奨や当該勧奨に応じない場合の職権による種別変更に係る旧社会保険庁の取組が不十分であり、実際には第一号被保険者であつた期間も含め、第三号被保険者としての年金記録を、事実上、真正な記録と認めて

行ってきた同庁の対応を踏まえると、第三号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第一号被保険者期間であつた事実が事後的に判明した場合に、同法に基づき、当該事実に合わせてこれらの年金記録を過去に全て遡つて職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねることとなることから、御指摘の措置（以下「本件措置」という。）は、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。

二について

厚生労働省としては、一及び三について述べたとおり、本件措置は、現行の年金制度の運用に係るものであり、法律改正については考えていなかった。

四について

本件措置は、御指摘の場合の「例妻」について適用される一方で、第二号被保険者であつた「例夫」については適用されないが、第二号被保険者については、保険料を負担していない第三号被保険者と異なり、

毎月保険料を負担しており、失業、転職等に際して、自らの被保険者種別の変更を容易に認識できる状況にあることを勘案すると、そのことが不公平になるとは考えていない。

五について

御指摘の問題点については、本件措置が実施される前に第一号被保険者に訂正された年金記録を改めて第三号被保険者に戻すことは、一及び三について述べた現状の年金記録を変更せずに尊重するという考え方を超え、新たに国民年金法に適合しない年金記録を作成することとなるから、これにより解決するとは困難である。なお、今後、低年金者や無年金者の問題等年金制度に関わる諸課題を検討する中で、御指摘の問題点についても検討すべきものであると考える。

六について

お尋ねについては、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じないように、国民年金法第十二条に基づき、被保険者の種別変更の届出を確実に行うことについて周知徹底してまいりたい。また、日本年金機構においては、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者の把握に努め、当該者に対し種別変更の届出を行うよう個別に勧奨するとともに、当該勧奨に応じない場合には、職権による種別変更

を徹底していくこととしている。

七について

厚生労働省としては、従来より、「年金記録回復基準」を設け、これに該当する者についての年金記録の回復を図ってきているところであり、本件措置の実施が御指摘のような方針転換となるわけではない。

八について

御指摘の「類似の事案あるいは他に同じような例」の具体的な内容が明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成 23 年 3 月 8 日

総務大臣

片山 善博 殿

年金業務監視委員会

委員長 郷原 信郎

意 見

総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）附則第 20 条第 2 項に基づき、厚生労働省及び日本年金機構が行う年金業務の実施状況について、下記のとおり、意見を述べます。

記

当委員会は、厚生労働省が、平成 22 年 12 月 15 日付けで発した「第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 15 日年管企発 1215 第 2 号年管管発 1215 第 1 号厚生労働省年金局事業企画課長及び事業管理課長連名通知。以下「課長通知」という。）に基づき実施された、年金記録上第 3 号被保険者とされている者に対する、「運用 3 号」と称する措置の適法性、妥当性について、平成 22 年度第 9 回（平成 23 年 2 月 16 日開催）及び第 10 回（平成 23 年 2 月 28 日開催）年金業務監視委員会において、ヒアリングを行うなど調査審議した結果、以下の意見を取りまとめた。

今後、「運用3号」及びこれに関連する施策について具体的・総合的な検討が厚生労働省において行われることになると思われるが、当委員会としてもその検討状況を注視し、引き続き必要な調査審議を行う。

1 結論

「運用3号」は、その内容が国民年金法(昭和34年法律第141号)に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきである。

一方、年金記録上、既に第3号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第3号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要性があることも否定できないところであり、早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべきである。

なお、「運用3号」の適用を受けることを申し出た者のうち、裁定未了の者については、「運用3号」の適用を行わず、正規の種別変更を行うこととし、既に裁定済みの者についても裁定の取消等の措置を検討すべきである。

2 理由

(1) 違法の疑い

「運用3号」は、事実と異なる年金記録に基づいて、年金保険料の支払期間の不足により国民年金の受給資格を欠く者等に対して、法律上行うことができない疑いがある年金給付、又は法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措置によらず、厚生労働省の課長通知によって画一的に認めるものであり、違法の疑いがある。

この点に関して、厚生労働省は、「運用3号」について、「年金記録を過去に遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、公的年金制度に対する国民の信頼をも損ねることになることから、あえて、現

状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするもの」との理由により、運用として許容されるものとしているが、そもそも、年金記録は、年金受給権の内容を確定するための手段に過ぎないものであり、被保険者に年金受給の権限を付与するものではない。「年金記録の尊重」ということで年金支給の実態要件を変更することは許されない。

今回の「運用3号」を適用される年金記録上の「第3号被保険者」が、どのような経緯で、事実と異なる年金記録のまま現在に至ったのか、被保険者側に認識、悪意があったのかについて何らデータはなく、それらの者に「不測の不利益」が生じるというのは憶測に過ぎない。

このような措置をとることなく、第3号被保険者の資格を喪失しているのに記録上第3号被保険者となっている者に対して遡って職権訂正を行うことより、むしろ、今回の「運用3号」の措置をとることの方が、「公的年金制度に対する国民の信頼を損なう」ものであることは、後に述べるところからも明らかであり、実質的な観点から総合的に判断して「運用3号」は不適當な措置である。

(2) 実質的な不公平と不公正

「運用3号」は、被保険者、年金受給者間に著しい不公平をもたらす。

第一に、第3号被保険者の資格を失った後も、年金記録上第3号被保険者として記載されていたために、長期間にわたって国民年金の保険料が未納となっていた者に対して、第1号被保険者への種別変更の手続きを行い、長期間にわたって国民年金保険料を支払ったことによって年金受給権を取得した者と同様の年金受給資格を認めることは、保険料支払額と年金給付額とのバランスの面で不公平である。

第二に、「運用3号」の適用開始前に、年金記録上第3号被保

険者として誤って記載されていることを年金事務所、市区町村の年金窓口等で指摘され、既に第1号被保険者への種別変更手続を終えている者は適用されず、「運用3号」の適用開始後に種別変更を行った者は一律に適用されることで、同じような立場の被保険者に対して、僅かな時期の違いによって年金給付額の著しい違いが生じ、不公平である。

そして、重要なのは、「運用3号」の措置が、被保険者側が年金制度を理解し、正規の届出を行ったり、年金事務所、市区町村の担当者等が、正規の届出を行わせる方向で適切な措置をとったりした場合には適用されず、被保険者側が正規の届出を行おうとせず、年金担当者等からも正規の届出を行わせるための措置をとられなかった場合に適用されるという面で、著しい不公正を生じることである。

(3) 適用の判断の恣意性

「運用3号」は、平成22年3月29日に厚生労働省において、その方針が決定され、その9か月後の同年12月15日付けの課長通知によって、平成23年1月1日からの実施が指示されたものであるが、どの時点以降に受け付けた種別変更の届出について「運用3号」を適用すべきかについて明確な指示が行われていたとは認め難く、現場の裁量によって、恣意的に適用が判断されていた疑いがある。その原因は、本来、立法によってしか行い得ない措置を、運用に関する指示によって行おうとしたことにあると考えられる。

(4) 年金の制度及び運用への信頼崩壊の恐れ

上記のように、違法の疑いがあり、著しく不公平・不公正を生じる措置を、年金事務所等の現場に実質的に大幅な裁量を与える形で実行することは、被保険者側のモラルハザードを生じさせ、年金の制度運用に対する国民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

遠い将来における年金受給のために、被保険者たる国民が長期間にわたって保険料を納付し続けることで成り立っている年金制度は、制度に対する国民の信頼なくして存立し得ない。その信頼そのものを崩壊させかねない「運用3号」については、速やかに廃止の決定を行うべきである。

3 参考事項

なお、当委員会の任務は、各種年金に関する厚生労働省及び日本年金機構の事務のうち「事業の実施」に関する事務について調査審議することであり、年金に関する制度の在り方は、直接的には審議事項には含まれない。しかしながら、今回の「運用3号」について、「他に手段がない」ことを理由に正当化しようとしてきた経緯を踏まえ、他の選択肢についても議論を行った。そこで、今後、厚生労働省において今後とられる措置の参考として、当委員会における議論に基づき「運用3号」の代替策についても、言及しておきたい。

そもそも、「運用3号」という方法が考えられた背景には、法改正を伴う措置をとることが困難との認識も影響していたと思料される。「運用3号」の措置をとることが決定された平成22年3月の時点における国会情勢等からは、法改正が容易に行えないとの認識を持ったことは、それなりにやむを得ない面もあったと思われるが、今回、この「運用3号」の問題が大きく報道され、国会でも取り上げられ、野党側からも、その措置の不当性が厳しく指摘されている現状、及び「運用3号」と同様の取り扱いが長年に亘り暗黙裏に放置されていたことについての政治全体の責任に鑑みれば、与野党の協力の下に、時限立法によって、既に時効が完成している保険料債権について幅広く特例納付を認めることや、保険料未納期間を「カラ期間」として保険加入期間に算入することを認める等の措置をとることも十分に検討に値するものと考えられる。

当委員会としては、国の側の対応が不十分だったために長期間

にわたって事実と反する年金記録が放置されていた被保険者に対する対策が公平で適法な手続によって行われることを強く望むものである。

年金業務監視委員会委員名簿

(委員長)

ごう はら のぶ お
郷 原 信 郎 名城大学教授、弁護士

(委員長代理)

たか やま のり ゆき
高 山 憲 之 一橋大学名誉教授

かた ぎり はる み
片 桐 春 美 公認会計士

くさ の みつ よ
草 野 満 代 フリーキャスター

まし むら ひで のり
岸 村 英 憲 横浜市健康福祉局副局長

むら おか よう いち
村 岡 洋 一 早稲田大学理工学術院教授

よし やま あつ こ
吉 山 敦 子 社会保険労務士

[計7名]

(敬称略)

平成23年3月8日

厚生労働大臣 殿

年金記録回復委員会

第3号被保険者の記録不整合問題についての意見

平成23年3月8日の当委員会において、厚生労働大臣から『法改正なども視野に入れつつ対応する』ことについての助言を求められましたので、以下のように意見を申し述べます。

1. いわゆる「運用3号」については、昨年3月の当委員会の総意としては、やむを得ない対応であるとしたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後への是正策の観点から一つの考え方であったと思料する。
2. その後、本年1月以降、各方面から、①「運用3号」対象者と過去に記録不整合を是正してきた者との間での不公平、②今後法令に基づき適正な届け出を行うことに対するモラルハザード拡大の懸念等の指摘をいただく中、厚生労働大臣が「法改正を視野に置いた抜本改善策を早急に検討する必要がある」との考え方を示されているが、諸事情に鑑みると、妥当なことであると思料する。
3. 「第3号被保険者の記録不整合問題」については、今後も年金記録回復委員会として必要な助言等を行う。

以上

年金記録回復委員会 委員名簿

(委員長)

いそむら もとし
磯村 元史 (函館大学客員教授)

いなげ ゆか
稲毛 由佳 (社会保険労務士・ジャーナリスト)

いおせ たつや
岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)

うめむら ただし
梅村 直 (社会保険労務士)

かねだ おさむ
金田 修 (全国社会保険労務士会連合会会長)

こまむら こうへい
駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

さいとう きよみ
斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

ひろせ こういち
廣瀬 幸一 (社会保険労務士)

み き たけのぶ
三木 雄信 (ジャパソフックシップ・プロダクト株式会社代表取締役社長)

(五十音順、敬称略)

第3号被保険者の記録不整合問題への対応について

平成23年3月8日

厚生労働大臣

第3号被保険者の記録不整合問題（以下「本件」という。）に関して、本日、総務省年金業務監視委員会から総務大臣に対して意見書が提出され、これを受けて、総務大臣から厚生労働大臣に意見が表明された。また同じく本日、厚生労働省年金記録回復委員会において、厚生労働省としての意見を申し述べたうえで助言を受けた。その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議を行った。

厚生労働省としては、国会における本件に関連する指摘や上述の意見書、助言の内容等を踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点について以下のとおり整理するとともに、本件に関して関係者の処分を行うこととする。

I. 抜本改善策案の方向性と論点

1. 抜本改善策は、法律により対応する。
2. 「被保険者（20～59歳）である人」の場合

（ア）受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）

対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、（イ）の特例追納が困難な場合も、その納付されなかった期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算には用いない「カラ期間」とする）を設けることを検討する。

(イ) 上記によりカラ期間となった期間への特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたって、保険料を追納することができるようにすることを検討する。

ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

<主な論点>

○分割納付の期間、方法をどうするか。

○追納の保険料の水準をどうするか。

3. 「年金裁定により既に受給者（60歳以上）となっている人」の場合

・受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる）方向で検討する。

<主な論点>

○過去に支払われた年金について、返還を求めるか。

○将来の年金額を減額するかどうか。

(論点の検討に当たっての留意事項)

- ・被保険者の取扱いとの公平性
- ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性
- ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者

の生活の安定

- ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること

4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

(ア) 本日付で、「運用3号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。

(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。

(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3.の対象とすることを検討する。

5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

- ・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。

<主な論点>

○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース（例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと）がある。

6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。

II. 本件に関する処分

本件についての大臣の監督責任、事務局の業務遂行に関して不適切な点があったことから、本日付けで関係者を処分する。

以 上

年管企発0308第1号

年管管発0308第1号

平成23年3月8日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長



第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いに係る通知の廃止等について

「第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成22年12月15日付け当職通知。以下「平成22年12月通知」という。）に基づく取扱いについては、本年2月24日より、当面、対応が留保されていたところであるが、本日、厚生労働大臣により「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」（別添）が定められ、同日付けで平成22年12月通知の留保の解除及び廃止が行われたので、お知らせする。
なお、同通知の廃止後の事務処理の詳細は、別途定める。